

## 平成21年度地方公共団体定員管理研究会について

### 1 趣旨

地方公共団体においては、経済財政改革の基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）等に沿って、平成17年から22年まで、集中改革プランに数値目標を掲げて定員管理に取り組んでおり、多様な行政需要に対応しつつ、効率的な組織運営に向けて努力してきた。

この度、市町村合併や集中改革プランが区切りを迎えることから、地方公共団体の定員管理の取組やその影響について、個別団体の事例等を踏まえて検証する。

### 2 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体定員管理研究会」（以下「研究会」という。）とする。

### 3 研究内容

研究会は、地方公共団体の定員管理に関する以下の項目について調査研究を行う。

- (1) 地方公共団体の定員管理の取組等について
- (2) 今後の定員管理のあり方について
- (3) その他

### 4 研究会構成員

研究会構成員は別紙のとおりとする。

### 5 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

### 6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による研究会資料等の作成を行わせることができる。

### 7 雑則

- (1) 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室に事務局を置く。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。